

鉄道駅構内等開発計画検討委員会要綱

令和元年6月10日
都市整備局

(趣 旨)

第1 この要綱は、鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（以下「指導基準」という。）
第11に定める委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
1 指導基準に基づく事前の協議に関わる審査
2 駅構内等の開発計画についての技術的基準の検討

(構 成)

第3 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員会)

第4 委員会に委員長を置く。
1 委員長は、都市整備局技監（建築）をもってこれに充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、主宰する。ただし、委員会を開催する必要がないと
委員長が認めるときは、委員会を開催しないことができる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を行う。

(幹事会)

第5 委員会の下に、幹事会を設ける。
1 幹事長は、都市整備局市街地建築部長とする。
2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
3 幹事会は、委員会に係る審査及び検討事項について、調査、検討及び調整を行う。
4 幹事会は、必要に応じて関係する者の出席を求めることができる。
5 幹事長は委員長に、幹事は委員に、会議の内容をそれぞれ報告しなければならない。
い。

(庶 務)

第6 委員会及び幹事会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関して必要な事項は委員長又は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

別表第1

委員長 技監（建築）

委員 都市づくり政策部長、都市基盤部長、市街地建築部長

別表第2

幹事長 市街地建築部長

幹事 都市づくり政策部
土地利用計画課長、開発企画課長、景観担当課長

都市基盤部
施設計画担当課長、交通企画課長、街路計画課長

市街地建築部
建築企画課長、建築指導課長